060-0908

札幌市東区北八条東1丁目1-40 金子 快之 様

〒950−0965

新潟市中央区新光町10番地2 技術士センタービル7階

弁護士法人新潟第一法律事務所(法人受任)

TEL025-280-0862 FAX025-280-1112

株式会社新潟日報社

代理人 弁護士 和 田 光 号

同 弁護士 大 橋 良

が一部の弁護にある。

回答書

当職らは、株式会社新潟日報社(以下「依頼会社」といいます。)の代理人として、 貴殿からの平成28年3月16日のお問い合わせに対する依頼会社の見解について、 以下のとおり、ご回答申し上げます。

記

1 事実関係について

依頼会社において、坂本本人からご指摘のあった書き込み(以下「本件書き込み」という。)に関して聴取致しました。坂本によると、多数の書き込みを行ったので、本件書き込みを行った記憶はなく、すでに自らの書き込みを削除しているため、現在は確認することもできない状況ですが、被害者の方が自分の書き込みであると指摘されるのであれば、自分が書き込んだ可能性を否定できない、との

ことでした。

依頼会社としては、金子様からのご指摘及び上記坂本からの聴取内容に照らす と、坂本が金子様に対し不適切な書き込みを行ったものである、との認識です。

2 依頼会社の見解について

坂本の書き込みについては、極めて不適切な行為であり、不快な思いをされた 関係者の皆さまには深くお詫び申し上げます。

すでに依頼会社においては、会員制交流サイト(SNS)などの運用基準や指導体制をさらに強化するとともに、全社員を対象とした研修を開催するなどして、 社員教育を徹底し、再発防止に取り組んでおります。

その他,依頼会社としましては,個別の謝罪その他の対応を行う予定はございません。

以上をもちまして依頼会社のご回答となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、依頼会社からの回答が遅くなり、大変申しわけございませんでした。

なお,本件については、当事務所が対応窓口となりますので、以後、ご連絡等が ございましたら、当職ら宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

以上



技術士センタービル 7階 電 話(025) **280-1111**(代表) FAX(025) **280-1112**